

日米AI発明者認定の法的乖離：USPTOとJPOの判断基準の決定的な違い

共通の出発点：自然人原則



AIは発明者になれない（自然人限定の原則）

米国(CAFC Thaler v. Vidal)および日本(最富餘決定)のいずれにおいても、特許法上の「発明者」は自然人(人間)のみに限定され、AIを単独発明者とするは認められません。

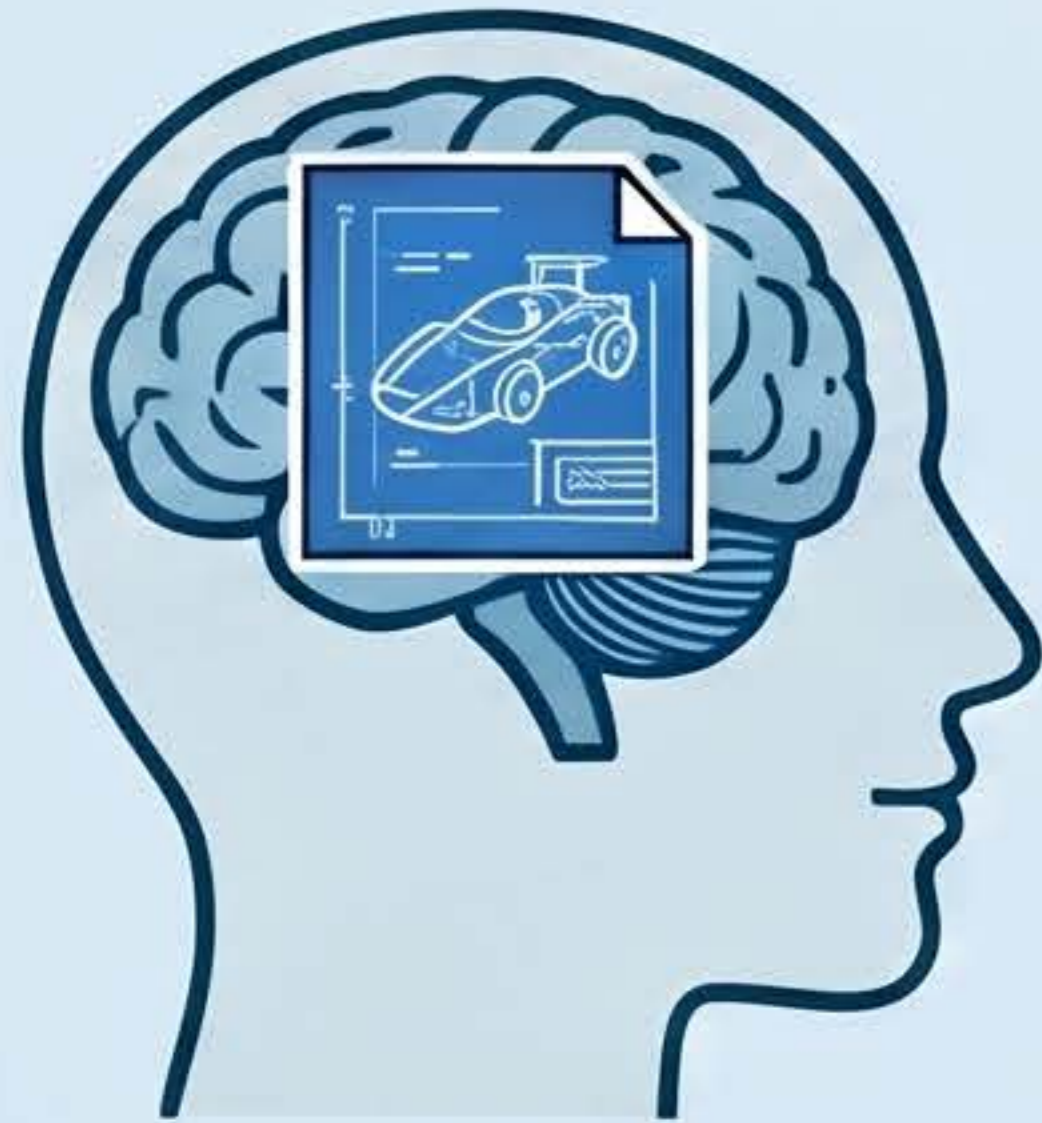


AI支援発明 (AI-Assisted Inventions) の定義

AIを「道具」として利用し、人間が何らかの間与をして生み出された発明を指し、現在はこの「人間の異献度」が争点となっています。

米国 vs 日本：判断基準の構造的比較

米国：The "What" (結果の事前所有)



評価の核：伝統的な「善想 (Conception)」

米国特許法では「善想 (Conception)」が誠金石であり、AIが出力する前に、人間が頭脳内で「完全かつ機能的な発明のアイデア」を具体的(具体的構成、制限事項など)に有していたかが問われます。

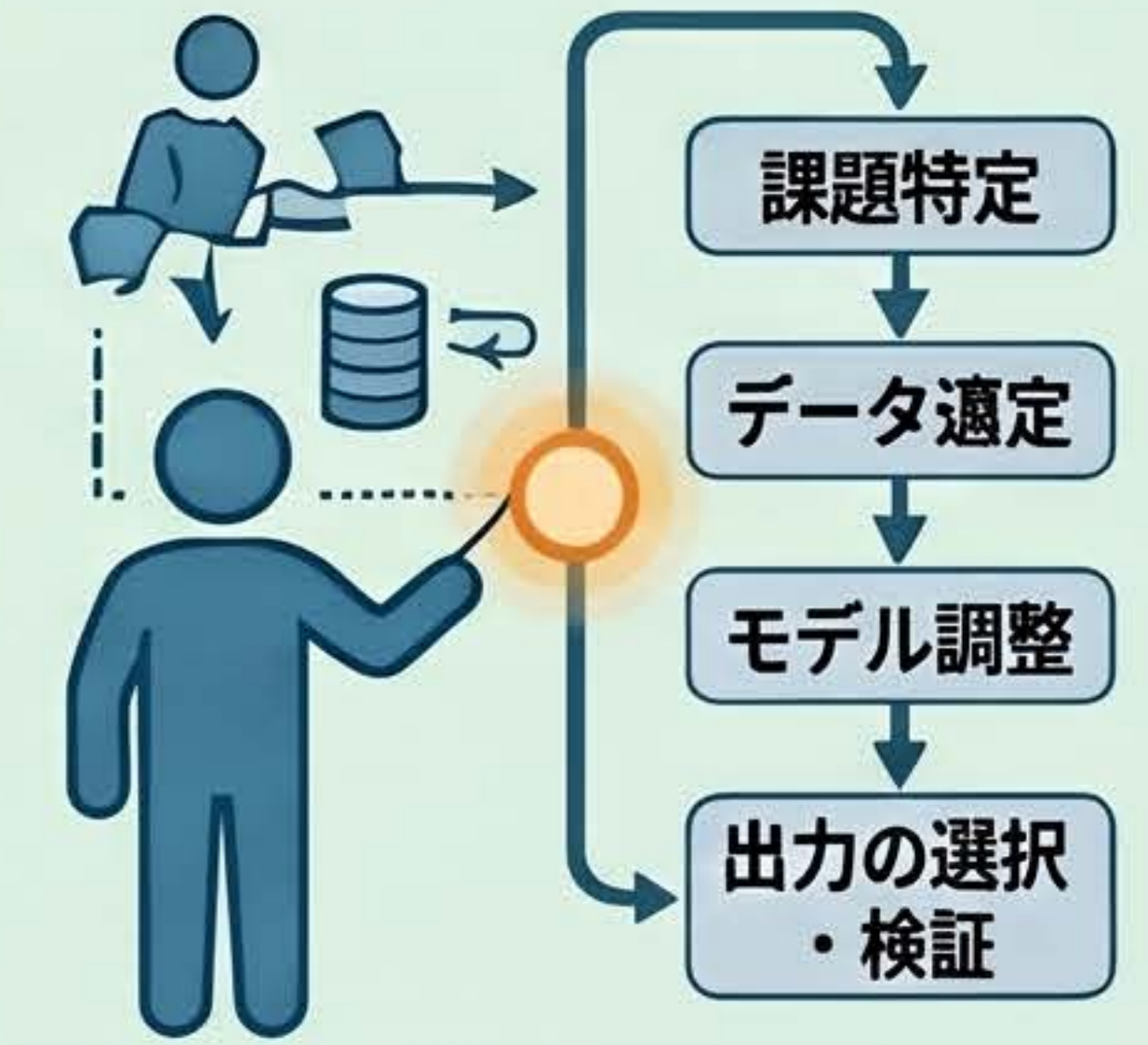
	米国基準 (USPTO 2025改訂)
人間側の要件	AI出力前に、クレーム構成要素の具体的イメージを頭脳内に保持していること。
AIの定義	頭脳臓やソフトと同様の「単なる道具」。
主なリスク	「問題設定」と「事後検証」だけでは発明者欠如で拒絶・無効。

日本：The "How" (プロセスへの創作的寄与)

評価の核：「特徴的部分への創作的寄与」

日本では、AIを道具として使う一連のプロセス(課題特定、データ適定、モデル調整、出力の選択・検証)における「特徴的部分への創作的寄与」があれば、人間を発明者として認定します。

	日本基準 (JPO)
人間側の要件	プロセス全体(データ、プロンプト、検証)で技術的着想の創作に関与していること。
AIの定義	人間の創作を拡張する「高度な道具」。
主なリスク	道具を使いこなす工夫があれば広く認定される可能性。



産業別ケーススタディとリスク



ケース1：創薬 (インシリコ創薬)

AIが生成した新規化合物「Compound-Z」について、人間が最終的に有効性を確認しただけの場合、米国では着想欠如で拒絶リスクが高いが、日本ではパラメータ設定等のプロセスが評価され得る。



ケース2：設計 (ジェネレーティブ・デザイン)

航空宇宙用アンテナの有機形状をAIが自撮生成した場合、米国では「特定の幾何形状」への事前着意がなければ困難。日本は境界条件の設定をノウハウとして評価。



ケース3：材料開発 (マテリアルズ・インフォマティクス)

AIが見出した非直感的な合金配合比率に対し、人間が「なぜその撹液範囲にしたか」という奮説(着根への寄与)を証明できない場合、米国での権利化は危うい。

グローバル知財戦略のアクションプラン



「人間の思考プロセス」の徹底した文書化

AIが解を出す前に、人間がどのような奮説を立て、どのような奮説でAIを操作したか(プロンプト履歴、選択理由等)をタイムスタンプ付きで記録する。



米国特許法における「誠実義務」の遵守

AIの間与を隠蔽することは、USPTOへの間示義務違反(Duty of Disclosure)のリスクを招くため、事実に基づいた時系列の奮説記載が必須です。



特許か、営業秘密(ノウハウ)か

米国で「発明者性」を理由に無効化されるリスクが高い場合、特許出願せず営業秘密としてブラックボックス化する経営判断も重要になります。